

山岳遭難事故対応要領

平成 24 年 6 月 8 日制定

1 例会登山で遭難事故が発生した場合の対処方法

<CLの役割>

- ① CLは、自力救助が困難と判断される場合は、現在地を確認し、マーキングをした後、救助を要請する。（二重遭難を起こさないよう、落ち着いて対処する）
- ② 救助の要請
 - ア 緊急連絡先指定者に状況を報告し、救助要請を行う旨を連絡する。
 - イ 「救助要請メモ」を作成する。
 - ウ 携帯電話で、直接、所轄の警察署又は消防署へ「救助要請メモ」の内容を伝え、救助要請を行う。
 - エ 携帯電話が不通の場合は、近くの有人施設（山小屋など）又は第三者を通じて、救助を求める。（CL自身は現場に残り、伝達等は同行者に依頼する）
 - オ 携帯電話等での連絡が不可能の場合は、無線機により直接、又は交信者を介して、救助を求める。
 - カ 救助要請をした後、状況を冷静に判断して、メンバーの行動を指示する。
 - a 全員待機する。
 - b 必要な人員は残り、他は下山する。
 - c その他

<緊急連絡先指定者>

- ① CLから救助要請の連絡が入った時は、直ちに遭難対策本部長に連絡し、指示を仰ぐ。
- ② 遭難対策本部長からの指示により、CL及び関係者に所要の事項を伝達する。
- ③ 遭難対策本部要員として、所定の業務を担当・処理する。

<遭難対策本部長>

- ① 緊急連絡先指定者から又はCLから直接、救助要請の連絡があった時は、遭難対策本部を設置する。
- ② 遭難対策本部を設置した後は、状況を的確に判断して、必要な指示・命令を行う。

2 遭難対策本部の設置・運営

- ① 遭難対策本部の役職・要員・任務は、次表を基本として、遭難事故の規模・態様等により適切に対応するものとする。

役職	要員	主 な 任 務
本部長	会長	・全体の統括（救援活動の立案・指示）
副本部長	副会長 理事長	・本部長の補佐 ・本部長不在時の代行
情報収集班		・現地（救助隊を含む）との連絡
総務班	総務担当	・岡山県山岳連盟事務局との連絡 ・経理処理 ・日本山岳協会山岳共済会との連絡
連絡班		・留守家族との連絡
記録班	広報担当	・救援活動の記録 ・報道機関への対応
現地班		・現地での救援活動

- ② 遭難対策本部長は、会員の中から、遭難対策本部要員を指名し、業務を分担させる。
- ③ 遭難対策本部長は、救助要請を行うに当たっては、家族に連絡するものとする。
- ④ 遭難対策本部長は、救援活動終了後、事故の原因、対応等を検証し、事故報告書として取りまとめる。

3 個人・グループ登山で遭難事故が発生した場合の対処方法

- ① 個人又はグループで山行中、遭難事故が発生した場合は、その代表者は、例会山行で遭難事故が発生した場合に準じて、所要の措置をとる。
- ② 個人又はグループ登山で下山日になっても登山者が帰らないときは、家族又はその友人は、緊急連絡先指定者、又は理事長にその旨を申し出る。
- ③ 家族等から前項の申し出を受けた緊急連絡先指定者又は理事長は、直ちに会長に連絡し、その指示を仰ぐ。
- ④ 本人から直接、又は緊急連絡先指定者若しくは理事長から遭難の連絡を受けた会長は、例会登山における遭難事故に準じて遭難対策本部を設置し、その本部長となって必要な指示・命令を行う。
- ⑤ 遭難対策本部長は、特に必要があると認めたときは現地に本部員を派遣して状況を調査させ、家族の了解を得て、「救助要請」又は「搜索願」を提出する。

<救助活動を円滑に行うための予備知識等>

- ① 救助活動は、警察又は地元の遭難対策協議会等で救助隊を編成して行われるが、民間救助隊の場合は、事前に救助方法と概算費用を確認しておくことが望ましい。
- ② ヘリコプターを要請する場合、県警・防災ヘリは、原則として費用の請求は無いが、要請内容が適切であり、かつ正確な情報提供が重要な要件となる。
一方、民間ヘリは、厳しい要件はないが、有料で高額な料金となるため、民間ヘリの利用については、事前に家族の同意を得ておく必要がある。
- ③ 万一の遭難に備えて、入山する山域を管轄する警察署及び消防署の直通電話番号を事前に調査しておくとともに、登山計画書（登山届）は4部作成し、地元警察及び緊急連絡先へ各1部提出し、残り2部を携帯することが望ましい。（1部は救助隊用、1部は手元の控え用）
- ④ 日本山岳協会山岳共済会の山岳保険に加入していても、保険が適用されない事故や支払いの対象とならない費用もあるので、適切に処理する必要がある。
 - a 山岳保険による「遭難」とは、一般的に「生死に関する危険に遭遇し、自力での帰還が不可能になった状態」を云うが、「遭難」が明らかでなく、下山予定期日後48時間を経過しても下山せず、親族が、警察・消防等の公的機関又は所属する山岳会等に搜索を依頼した場合は「遭難」が発生したと見做される。
 - b 山岳保険対象となる事故は、山岳登山中のあらゆる事故を意味するものではなく、転滑落、吹雪、風雨、なだれ、落石、道迷い等、山岳登山に特有な事故により、「遭難」状態となった事故を意味し、山岳登山中の事故であっても、心身喪失や泥酔、転倒によるケガ、腹痛等と同程度のものは「遭難」とは見做されない。
 - c 病気、ケガ等により、登山が続行不可能となった場合は、被保険者が自力又は同行したグループのみの力によって下山できるならば「遭難」とはならないが、事故により下山が遅れて救助活動を必要とした場合、事故のスケール、形態、場所、時間的経過等から、常識的に「遭難」と判断されるものは対象となる。

救 助 要 請 メ モ

- ① まず、落ち着くこと。
- ② 無線機か携帯電話で、警察署か消防署へ救助を要請する。（消防署の場合「救急」である旨をしっかりと伝える。）
- ③ 近くに有人施設や第三者がいれば、救助を求める。
- ④ 救助を求める場合、下記事項を口頭で伝えるか、このメモを第三者に手渡して救助を要請する。登山計画書があれば一緒に手渡す（1部は控えとして手元に残す）。

最低限、これだけは、しっかり伝えること

事 故 の 状 況						
どこで						
いつ						
どんな状態か						
遭 難 者 の 状 況						
全体の人数	人	性別	男： 人、女： 人	年齢	歳 ～ 歳	
けが人の有無	いる（ 人） いない					
けが人の様子	性別	年齢	意識の有無	出血の有無	血液型	その他
救助隊の要請（ヘリコプターを含む）	はい いいえ					

極力、連絡すること（第三者に伝言する場合は必ず伝達）

あなたの氏名	
あなたの自宅の電話番号	
あなたの携帯の電話番号	
パーティの緊急連絡先の氏名・電話番号	
所属山岳会名と連絡先電話番号	岡山県山岳連盟所属 みつがしわ山の会 086-
山岳保険の加入・保険会社名・電話番号	はい「日本山岳協会山岳共済会」 いいえ 電話：03-5958-3396